

証券コード 4124
2018年12月3日

株 主 各 位

大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号

大阪油化工業株式会社

代表取締役
社 長 堀 田 哲 平

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2018年12月19日（水曜日）午後5時までには到着するよう、ご返送頂きたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年12月20日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル3階）A室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第57期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.osaka-yuka.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 36円00銭 総額38,626,236円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第30条 (条文省略) (選任方法) 第31条 (条文省略) 2. (条文省略) (新設) (新設) (任期) 第32条 (条文省略) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (新設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第30条 (現行どおり) (選任方法) 第31条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第32条 (現行どおり) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため、社外取締役1名の増員を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	ほった しゅうへい 堀田 修平 (1949年5月4日生)	1973年4月 当社入社 1976年11月 当社取締役就任 1992年12月 当社代表取締役社長就任 2014年10月 当社代表取締役会長就任 (現任)	50,000株
2	ほった てっぺい 堀田 哲平 (1979年8月11日生)	2003年10月 マスミューチュアル生命保険株式会社入社 2006年1月 当社専務取締役就任 (2012年9月退任) 2013年4月 当社専務取締役就任 2014年10月 当社代表取締役社長就任 (現任)	360,000株
3	のむら なおき 野村 直樹 (1975年7月5日生)	2001年3月 当社入社 2004年4月 当社製造課課長 2014年10月 当社副工場長 2015年10月 当社取締役製造部長兼工場長就任 (現任)	11,500株
4	しまだ よしひと 島田 嘉人 (1982年5月28日生)	2005年12月 あずさ監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 入所 2014年2月 当社入社 2014年10月 当社取締役業務部長就任 (現任)	11,000株
5	はしもり まさき 橋森 正樹 (1976年7月23日生)	2002年10月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 2002年10月 北浜法律事務所 (現北浜法律事務所・外国法共同事業) 入所 2008年12月 税理士登録 (近畿税理士会東支部) 2009年1月 橋森・幡野法律会計事務所開設 (現任) 2016年6月 株式会社大宣システムサービス社外取締役 (現任) 2016年12月 当社取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 橋森・幡野法律会計事務所代表 株式会社大宣システムサービス社外取締役	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	いまじょう けいじ 今庄 啓二 (1961年8月5日生)	1985年4月 鐘淵化学工業株式会社（現株式会社カネカ）入社 2001年1月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社入社 2011年6月 同社代表取締役社長 2016年1月 同社代表取締役会長 2016年6月 同社取締役会長 2017年7月 JOHNNAN株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) JOHNNAN株式会社社外取締役	-株

- (注) 1. 今庄啓二氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 橋森正樹氏及び今庄啓二氏は、社外取締役候補者であります。
4. 橋森正樹氏は、現在当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
5. 橋森正樹氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かして頂きたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 今庄啓二氏につきましては、経営者としての豊富な知識・経験等を当社の経営に活かして頂きたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は橋森正樹氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。また、今庄啓二氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は橋森正樹氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引続き独立役員となる予定であります。また、今庄啓二氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
にし ひろあき 西 宏章 (1967年2月2日生)	1989年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1995年7月 野上公認会計士事務所入所 1996年7月 北斗監査法人（現仰星監査法人）入所 2003年7月 北斗税理士法人入所 2006年7月 北斗税理士法人代表社員（現任） 2011年6月 株式会社MACオフィス社外監査役（現任） 2014年6月 マゼランシステムズジャパン株式会社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 北斗税理士法人代表社員 株式会社MACオフィス社外監査役 マゼランシステムズジャパン株式会社取締役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西宏章氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 西宏章氏につきましては、公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かして頂きたいため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 西宏章氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
5. 西宏章氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任された場合、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年12月21日開催の第56期定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認頂いております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されれば、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より、3年間から30年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府による経済対策や日銀による金融緩和等により、雇用環境の改善や、企業収益等の改善が見られ、緩やかな回復基調となりました。

一方、世界経済においては、景気は緩やかに回復しているものの、米国の経済・金融政策や新興国の経済動向には不確実性があり、先行きは依然不透明な状況となっております。

化学業界におきましては、堅調な世界経済による化学品需要の増加があったものの、資源国や新興国経済の減速懸念、米国の対外政策の影響による為替・株式市場の変化等、依然として先行き不安定な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は展示会出展及びインターネット広告等の活用による新規顧客獲得及び継続的な改善提案活動等による顧客満足度の向上を図り、取引拡大に取り組みました。さらに、品質向上及び生産能力増強等のための投資を積極的に行うことで、新規案件及び既存案件とも堅調に推移しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、1,214,679千円（前年同期比6.8%増）となりました。利益面におきましては、製造人員等の増強に伴う採用教育費の増加やM&A関連費用及び新規上場関連費用の発生があったため、営業利益は201,841千円（前年同期比8.4%減）、経常利益は190,434千円（前年同期比10.7%減）、当期純利益は115,617千円（前年同期比17.3%減）となりました。

なお、当社は精密蒸留事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当社事業の売上区分別の業績は次のとおりであります。

(研究開発支援)

展示会出展等による新規取引先の開拓に注力したこと及び企業の活発な研究開発活動に支えられ、石油及び工業用材料向け研究開発案件が増加したことから、研究開発支援売上高は、237,488千円（前年同期比4.0%増）となりました。

(受託加工)

営業人員を増強する等の顧客対応充実に注力したこと及び企業の堅調な生産活動に支えられ、工業用材料及び医薬向け受託案件が増加したことから、受託加工売上高は、934,306千円（前年同期比3.8%増）となりました。

(プラントサービス)

新規案件を複数獲得したことにより、プラントサービス売上高は、42,884千円（前年同期比366.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、生産設備の増強、研究開発機能の充実・強化等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度は、受託加工に係る設備を中心に総額217,088千円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

2017年10月5日をもって東京証券取引所JASDAQ市場に上場し、公募増資により462,024千円、第三者割当増資により136,040千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、「3か年中期経営計画」を策定いたしました。更なる持続的な成長を目指して、2019年9月期以降、以下を重要な課題と認識し、取り組んでまいります。

① 人材の採用及び育成

当社は、実績に裏付けられた高度な技術力及び研究開発力により、蒸留サービスを提供しております。顧客からの依頼により他社で対応不可能であった案件を請け負うことがあります。また、契約締結から出荷までをカバーするビジネスプロセスのすべてにおいて、品質の高いサービスを提供し続け、数十年の長きにわたり発注頂く顧客がいることから、顧客から安定した信頼を獲得していると自負しております。

このような競争力の源泉となっているのは、ひとえに人材であります。そして、顧客ニーズが多様化あるいは高度化していく中において、人材の重要性はますます高まるばかりです。そのため、当社では、人材の採用及び育成を重要な経営課題と捉えており、専門性を高める技術研修や安全指導、勤務環境の整備等、積極的な投資を行っております。将来の海外展開を見据えたグローバル人材の育成にも取り組んでおります。

② 既存サービスの収益基盤強化

当社は、創業から60年以上の歴史を有しており、「研究開発支援」、「受託加工」といった既存サービスについては一定の収益基盤を確立しておりますが、持続的な成長を見据えて収益基盤の更なる強化を目指しております。

そのため、設備新設による生産能力増強及び他の精製技術の周辺サービスへの展開により、幅広い顧客ニーズへの対応を強化するとともに、顧客との積極的なコミュニケーションを図る等のきめ細やかで柔軟な顧客対応により、顧客満足度を向上させることで取引先数及び受託件数の拡大に取り組んでまいります。

③ 新規サービスの成長

当社は、持続的な成長を図るためには、収益源を多様化する必要があると考えており、既存サービスに続く新たな事業の開拓に積極的に取り組んでおります。その一環において新規サービスとしてスタートさせた「プラントサービス」を育成、成長させてまいります。

受託加工での豊富な実績や知見等を活かし、顧客に提供するプラントの最適な条件設定等の技術支援や生産体制の構築支援を行ってまいります。一社完結によるサービスの提供が可能であるため、受託加工で培った技術やノウハウの相互活用をスムーズに行うことができ、柔軟な対応が可能です。専門紙への広告掲載や展示会等への積極的な出展、会社ホームページの充実等により当該サービスの認知度向上に努め、取引の拡大に注力してまいります。

また、納品後のメンテナンス体制も充実させてまいります。「プラントサービス」にて販売する小型蒸留装置は納品後においても、カスタマイズが可能な設計としているため、顧客ニーズの変化に素早く対応することが可能となっております。また、あわせてメンテナンスサービスも提供することで、継続的な収益基盤の構築につなげてまいります。

「プラントサービス」が加わったことで、「研究開発支援」から「受託加工」や「プラントサービス」まで包括的にソリューションの提案を行うことができ、より一層の顧客満足度の向上につながるものと考えております。

④ 経営管理体制の強化

当社は、企業価値の継続的な向上のため、事業の成長や業容の拡大に合わせた経営管理体制の強化が重要であると認識しております。

これまでと同様に、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力するとともに、権限委譲を進めることで意思決定の迅速化及び経営の監督機能強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第54期 2015年9月期	第55期 2016年9月期	第56期 2017年9月期	第57期(当期) 2018年9月期
売上高(千円)	1,048,399	1,043,088	1,137,551	1,214,679
経常利益(千円)	133,463	219,406	213,313	190,434
当期純利益(千円)	88,628	167,915	139,723	115,617
1株当たり当期純利益(円)	132.45	250.93	208.80	111.49
総資産(千円)	977,298	1,073,814	1,130,417	1,795,881
純資産(千円)	647,559	804,099	920,402	1,638,233
1株当たり純資産額(円)	967.71	1,201.64	1,375.44	1,526.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。
2. 当社は2017年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。
- ④ その他
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、化学物質のわずかな沸点の差を利用して混合物から目的とする物質を分離・精製する精密蒸留を主な事業として行っております。

精密蒸留の技術は、古くは石油からガソリンを精製すること等から発達したもので、現在では医薬・農薬・電子材料等の分野や航空・宇宙産業における材料の精製にも活用されており、当社の加工技術もスマートフォンやメガネ等のレンズ、医薬品や化粧品、自動車等の顧客の最終製品の一部や顧客の研究開発分野において、使用されております。

当社は過去から素材加工の一環として行われていた「蒸留」を専業で請け負っており、機能性化学品（注）等の製造過程で材料の化学物質から不純物を取り除き純度を高める精密蒸留精製において、顧客の最終製品の価値向上に貢献しております。

当社の事業は精密蒸留事業の単一セグメントであります。売上区分につきましては、顧客の研究開発部門の支援を行うサービスである「研究開発支援」、基礎研究段階からスケールアップした蒸留等の中・大型の蒸留装置による製造規模の蒸留及びそれに付随するサービスである「受託加工」、顧客が自社で蒸留を行うための支援サービスである「プラントサービス」に区分しております。

精密蒸留精製に関連し、「研究開発支援」から「受託加工」や「プラントサービス」まで包括的なサービスを提供できることにより、顧客に最適なソリューションの提案を行うことができる体制と自負しております。

（注）機能性化学品とは、化学メーカー等が研究開発により培った技術力を基に、顧客の最終製品の用途や機能性等に応じて生み出された新たな化学品を総称する呼称であり、上記分野の部材等に広く活用されている化学品を指します。

各売上区分の詳細は以下のとおりであります。

① 研究開発支援

当社においては、主に新規顧客開拓を目的に、顧客の研究開発における基礎研究等の補助を行う、小型の蒸留装置による蒸留の受託及びそれに付随するサービスの提供を行っております。

顧客の研究開発部門を対象に、対象となる原料を当社の蒸留装置にて精製し、基礎研究に必要な集計データの提供、将来的な生産に向けた提案を行っております。

顧客の研究開発を支える少量からの蒸留を受託することで、当該顧客のビジネスが軌道に乗った場合、そのまま「受託加工」へのスケールアップにつながり、顧客の成長とともに収益拡大を図ることが可能な体制となっております。

② 受託加工

当社においては、精密蒸留精製の主力サービスとして、中・大型の蒸留装置による蒸留の受託及びそれに付随するサービスの提供を行っております。

電子材料、香料等の機能性化学品市場を主な対象市場としており、「研究開発支援」からスケールアップした顧客をはじめ、蒸留の委託元となる顧客の要望に応じた精度での精製を行っております。創業以来培ってきた技術と経験を基に、安定した製品品質を提供するとともに、原料の選定、最適な蒸留方法、収集したデータの活用方法等、総合的な提案を行っております。

③ プラントサービス

当社においては、顧客が自社にて蒸留精製を行うことを目的とした小型蒸留装置の販売及びそのメンテナンスサービスの提供を2014年7月より新規サービスとして行っております。創業以来培ってきた技術と経験を活かし、当社設備での試験データに基づき、小型の蒸留装置を様々な形で提案・販売し、実際の運転を行う際の技術支援、生産体制を確立するための最適条件についての総合的な提案を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社及び工場	大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名	7名増	37.3歳	7.8年

- (注) 1. 従業員には臨時雇用及び嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。
3. 従業員数が前事業年度末と比べて7名増加しておりますが、その主な理由は、事業拡大のための期中採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,856,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,073,000株
- (3) 株主数 1,475名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲7号）	359,170株	33.47%
堀 田 修 平	50,000株	4.66%
株 式 会 社 S B I 証 券	28,700株	2.67%
池 谷 誠 一	24,000株	2.23%
安 藤 元 裕	23,500株	2.19%
かねまた運輸倉庫株式会社	20,000株	1.86%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	20,000株	1.86%
長 谷 川 ゆ き 江	15,000株	1.39%
松 井 証 券 株 式 会 社	14,300株	1.33%
カネマタオフィスサービス株式会社	12,000株	1.11%

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲7号）359,170株は、堀田哲平氏が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については同氏が指図権を留保しております。
2. 持株比率は自己株式（49株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2018年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	堀田修平	—
代表取締役社長	堀田哲平	—
取締役	野村直樹	製造部長兼工場長
取締役	島田嘉人	業務部長
取締役	橋森正樹	橋森・幡野法律会計事務所代表 株式会社大宣システムサービス社外取締役
常勤監査役	西尾裕次郎	—
監査役	田積彰男	—
監査役	野村正勝	大阪大学工学部名誉教授

- (注) 1. 取締役 橋森正樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 西尾裕次郎氏及び監査役 田積彰男氏並びに監査役 野村正勝氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 橋森正樹氏、監査役 西尾裕次郎氏、監査役 田積彰男氏、監査役 野村正勝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 西尾裕次郎氏は、長年にわたり経理業務に携っており、財務及び経理に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 衣川靖志氏は、2017年12月21日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）、監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。この定めに基づき、取締役 橋森正樹氏、監査役 西尾裕次郎氏、監査役 田積彰男氏、監査役 野村正勝氏と責任限定契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役5名	40,350千円	(うち社外 1名)	2,250千円)
監査役4名	9,450千円	(うち社外 4名)	9,450千円)

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役橋森正樹氏は、橋森・幡野法律会計事務所の代表を兼職しております。当社と橋森・幡野法律会計事務所との間には重要な取引及び特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役橋森正樹氏は、株式会社大宣システムサービスの社外取締役を兼職しております。当社と株式会社大宣システムサービスとの間には重要な取引及び特別な関係はありません。
- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係について
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
橋森 正樹	取 締 役	当事業年度中に開催された取締役会には、17回中17回出席いたしました。弁護士としての専門的知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。
西尾 裕次郎	常 勤 監 査 役	就任後、当事業年度中に開催された取締役会には、12回中12回、また、監査役会には11回中11回出席いたしました。経理業務関連の知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。
田積 彰男	監 査 役	当事業年度中に開催された取締役会には、17回中16回、また、監査役会には13回中12回出席いたしました。化学プラントに関する知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。
野村 正勝	監 査 役	当事業年度中に開催された取締役会には、17回中17回、また、監査役会には13回中13回出席いたしました。大学教授としての知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
 - ロ. 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
 - ハ. コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動規範」を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに対する意識の向上に努める。
 - ニ. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、社内規程に基づきそれぞれ適切な年限を定めて保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」を定め、必要に応じてリスク管理委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するように努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
原則として毎月1回開催の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を行い、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置く。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役会又は監査役に報告しなければならない。また、監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換する。

ロ. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会の他、重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

ハ. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑧ 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備する。

⑨ 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

イ. 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。

ロ. 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行う。

- a. 反社会的勢力対応部署の設置
- b. 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
- c. 外部専門機関との連携体制の確立
- d. 反社会的勢力対応マニュアルの制定
- e. 暴力団排除条項の導入
- f. その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- イ. 主要な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性の確保及び適正性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役がすべてに出席いたしました。また、取締役会の他、監査役会を13回開催いたしました。
- ロ. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき、監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当者並びに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ハ. 内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、各部門の業務執行の監査を実施いたしました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2018年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,224,064	流動負債	157,647
現金及び預金	908,725	買掛金	4,527
売掛金	189,982	未払金	89,534
商品及び製品	48,215	未払費用	28,845
仕掛品	27,966	未払法人税等	528
原材料及び貯蔵品	12,894	預り金	16,984
前払費用	7,002	賞与引当金	17,228
繰延税金資産	24,425		
その他の	4,851		
固定資産	571,817		
有形固定資産	564,504		
建物	175,313		
建物附属設備	106,285		
構築物	62,256	負債合計	157,647
機械及び装置	2,033,110	(純資産の部)	
車両運搬具	6,554	株主資本	1,638,233
工具、器具及び備品	80,062	資本金	346,335
減価償却累計額	△1,992,153	資本剰余金	312,876
土地	63,518	資本準備金	312,876
建設仮勘定	29,557	利益剰余金	979,140
無形固定資産	2,151	利益準備金	13,048
ソフトウェア	2,012	その他利益剰余金	966,092
その他の	138	別途積立金	255,000
投資その他の資産	5,162	繰越利益剰余金	711,092
長期前払費用	1,866	自己株式	△119
繰延税金資産	2,723		
その他の	6,192		
貸倒引当金	△5,620	純資産合計	1,638,233
資産合計	1,795,881	負債純資産合計	1,795,881

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,214,679
売上原価		685,005
売上総利益		529,674
販売費及び一般管理費		327,832
営業利益		201,841
営業外収益		
雑収入	742	742
営業外費用		
株式交付費	4,047	
固定資産除却損	8,078	
雑損失	23	12,150
経常利益		190,434
特別損失		
固定資産処分損	27,865	27,865
税引前当期純利益		162,569
法人税、住民税及び事業税	34,082	
法人税等調整額	12,868	46,951
当期純利益		115,617

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	33,458	-	-	13,048	255,000	618,895	886,943
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	312,876	312,876	312,876				
剰 余 金 の 配 当						△23,420	△23,420
当 期 純 利 益						115,617	115,617
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	312,876	312,876	312,876	-	-	92,196	92,196
当 期 末 残 高	346,335	312,876	312,876	13,048	255,000	711,092	979,140

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	-	920,402	920,402
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行		625,753	625,753
剰 余 金 の 配 当		△23,420	△23,420
当 期 純 利 益		115,617	115,617
自 己 株 式 の 取 得	△119	△119	△119
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-
当 期 変 動 額 合 計	△119	717,831	717,831
当 期 末 残 高	△119	1,638,233	1,638,233

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算出）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～38年

機械装置 4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は5年であります。

(3) 長期前払費用

均等償却しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度を導入しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

損益計算書に関する注記

発注者より有償支給を受けている金額

売上高及び売上原価

118,686千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
発行済株式 普通株式	669,170	403,830	－	1,073,000

(注) 普通株式の増加は、新規上場に伴う公募増資及びストックオプションの権利行使によるものであります。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
発行済株式 普通株式	－	49	－	49

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株主からの買取請求によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年12月21日 定時株主総会	普通株式	23,420	35.00	2017年9月30日	2017年12月22日
計	－	23,420	35.00	－	－

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2018年12月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	38,626千円
② 1株当たり配当額	36円00銭
③ 基準日	2018年9月30日
④ 効力発生日	2018年12月21日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,000株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,133千円
たな卸資産	18,325千円
一括償却資産	2,723千円
貸倒引当金	1,721千円
その他	192千円
繰延税金資産小計	29,096千円
評価性引当額	△1,914千円
繰延税金資産合計	27,182千円
繰延税金負債	
未収還付事業税	33千円
繰延税金負債合計	33千円
繰延税金資産の純額	27,149千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
税額控除	△2.5%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9%

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

調達金利の実施状況を経営陣に報告し、今後の対応等の協議を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	908,725	908,725	－
(2) 売掛金	189,982	189,982	－
資産計	1,098,708	1,098,708	－
(1) 買掛金	4,527	4,527	－
(2) 未払金	89,534	89,534	－
負債計	94,061	94,061	－

（注） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,526円85銭
1 株当たり当期純利益	111円49銭

重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2018年11月12日

大阪油化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神崎 昭彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪油化工業株式会社の2017年10月1日から2018年9月30日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年10月1日から2018年9月30日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年11月12日

大阪油化工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	西尾 裕次郎	㊟
監査役（社外監査役）	田積 彰男	㊟
監査役（社外監査役）	野村 正勝	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：大阪府中央区北浜一丁目8番16号

大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム A室



(お願い) 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

[交通のご案内]

- 地下鉄堺筋線・北浜駅1 B出口より徒歩約1分(地下道直結)
- 京阪本線・北浜駅27番出口より徒歩約1分(地下道直結)
- 京阪中之島線・なにわ橋駅4番出口より徒歩約4分
- 地下鉄御堂筋線・淀屋橋駅2番出口より徒歩約7分